入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 1 月 25 日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社　東京支社長　髙城　一俊

1　工事概要

(1) 工事名　　首都圏中央連絡自動車道 海老名ＩＣ～相模原ＩＣ間路車間情報設備工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）

(2) 工事場所　　自）神奈川県海老名市中新田（海老名ＩＣ）
至）神奈川県相模原市南区当麻（相模原ＩＣ）

(3) 工事内容　　本工事は、海老名ＩＣ～相模原ＩＣ間に路車間情報設備、ハイウェイラジオ及びトンネル内ラジオ再放送設備の設置を行うもので、機器製作、据付、配管配線及び試験調整等の一切を行うものである。

(4) 工事概算数量

工事内容	単位	数量
路車間情報設備	箇所	4
ハイウェイラジオ設備	箇所	1
トンネル内ラジオ再放送設備	箇所	1

(5) 工　期　　契約締結の翌日から３６０日間

(6) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(7) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料及び保証条件等の提案を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

(8) 本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

(9) 本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。

(10) 本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行うことで郵送による紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1)「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第 25 号）第 11 条の規定に該当しない者であること。

(2)「平成 23・24 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」に格付けされている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記 2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 13 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）

①同種工事

次の①又は②の装置について、機器の製作（他社への依頼製作を含む）、機器の設置及び試験調整を実施した工事。

①移動体との通信を目的とした準マイクロ波帯以上の電波法で定める基地局。

②電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置。

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③主任（監理）技術者が、技術資料の提出時に当該工事に対応する建設業法許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。

④現場代理人、主任（監理）技術者のうち 1 名以上が、平成 13 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績の同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。）

（ア）同種工事

次の①又は②の工事経験を有すること。

①移動体との通信を目的とした準マイクロ波帯以上の電波法で定める基地局について、機器の設置及び試験調整を実施した工事。

②電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置について、機器の装置及び試験調整をした工事。

(6) 主要設置予定機器等評価

①主要機器の製造予定業者が、平成 13 年度以降に下記に示す機器の納入実績を有すること。

（ア）主要機器
ＶＩＣＳ・ハイウェイラジオ設備
（イ）同種機器
下記の a、b の両方の実績を必要とする。ただし、製造予定業者は 1 者でなくとも良い。
a：移動体との通信を目的とした準マイクロ波帯以上の電波法で定める基地局。
b：電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置。

②主要機器の２４時間保守技術支援体制を現時点で有すること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。

(8) 東京支社管内（静岡県、神奈川県、東京都、山梨県、長野県）における建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(9) 平成 21 年度・平成 22 年度における当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 記 1 に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目	評価指標
① 工事成績 NEXCO３会社が発注した「交通情報設備工事」で、平成 21 年度・平成 22 年度にしゅん功した工事の工事成績評定点	「交通情報設備工事」の工事成績評定点の平均点により評価 優： 85 点以上 良： 75 点以上 85 点未満 可： 75 点未満又は実績なし
②表彰 NEXCO３会社が発注した工事で、平成２１年度以降にしゅん功した工事の優良工事表彰	「交通情報設備工事」の表彰実績有無 優：会長・社長・支社長表彰 良：上記以外の表彰 可：表彰無し 【参加する資格での表彰とする】
③企業体制 品質管理・環境マネジメントシステ	ISO9001、ISO14001 の認証状況について評価 優：ISO9001、ISO14001 の両方を認証取

ムの取組状況	得済 良：ISO9001、ISO14001 のいずれかを認証取得済 可：未取得

・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。
・共同企業体の構成員としての施工実態は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

イ）配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
④技術者の施工実績 過去 10 年間（平成 13 年度以降）の現場代理人又は主任(監理)技術者として携わった同種工事の施工実績	配置予定技術者に求める「同種工事」の施工実績 優:NEXCO中日本または旧JHでの施工実績 良:上記以外での施工実績 可：上記に該当しない
⑤技術者の工事成績 NEXCO３会社が発注した工事で、現場代理人又は主任(監理)技術者として携わった過去２年間（平成２１・２２年度）にしゅん功した工事の工事成績評定点の平均点	「交通情報設備工事」の工事成績評定点 優：85 点以上 良：75 点以上 85 点未満 可：75 点未満又は実績無し 【参加する資格の評定点とする】

・配置予定技術者が複数ある場合は、最低評価となる者で評価する。
・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
・共同企業体の構成員としての施工実態は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

ウ）総合的なコスト縮減の評価について

評価項目	評価指標
⑥保証条件等 （無償保証期間）	路車間情報設備の無償保証期間（製品保証※注1）は、５年以上の提案があった場合は、最長の評価数値（ただし 10 年を限度とする。）を 20 点、標準案（０年）を０点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し少数第２位とする。）を付与するものとし、５年以上の提案がなかった場合は、５年を 20 点として按分した点数を付与する。なお、無償保証期間が設備により異なる場合は、最短の設備により評価する。
⑦保証条件等 （保守部品の供給保証期間）	路車間情報設備の保守部品の供給保証期間は、9 年以上の提案があった場合は、最長の評価数値を 20 点、標準案（５年）を０点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し少数第２位とする。）を付与するものとし、9 年以上の提案がなかった場合は 9 年を 20 点、標準案（５年）を 0 点として按分した点数を付与する。なお、標準案に満たないものは不適格とする。

※注１）求める製品保証の内容

次に示す保証対象外の事由以外の故障や損傷の復旧に要する一切の修理費用とする。

＜保証対象外の事由＞

・使用上の誤り及び製品並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に起因した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没等）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品や付属品の交換
・各部の通常の使用による汚れ
・故障や損傷に起因して、また故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のためＮＥＸＣＯが自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用

(3) 評価点の付与方法

ア）企業の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
①工事成績	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
②表彰	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0
③企業体制	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

イ）配置予定技術者の評価について【判定方式】

評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
④技術者の施工実績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
⑤技術者の工事成績	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

ウ）総合的なコスト縮減の評価について【判定方式】

評価項目	項目別配点	総合評価点算出用(α：0.1)
⑥保証条件等（無償保証期間）	20 点～ 0 点	2～ 0

⑦保証条件等(保守部品の供給保証期間)	20点～ 0点	2～ 0

(4) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点×α)＋(価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)

③ 価格評価点：100-200(P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格(入札価格)

L：契約制限価格

X：最低入札価格

(5) 記(4)において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(7) 技術提案の履行に関する事項

①保証条件等

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その補修又は損害賠償を請求する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒105-6011 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山ﾄﾗｽﾄﾀﾜｰ11Ｆ

中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 契約チーム

電話 03-5776-5600

(2) 技術資料作成要領等の交付期間及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成24年2月15日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：記4（1）に同じ。

③交付方法：設計図書等はＣＤ－Ｒにより無料で交付する。

(3) 申請書等の提出期間及び方法

入札参加希望者は、技術資料、総合評価資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価資料は技術資料作成要領に基づき作成する。

①提出期間：平成24年1月25日（水）から平成24年2月15日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2ＭＢを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記4（3）①の期間に、記4（1）に郵送すること。（書留郵便に限る）

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期間

（ア） 電子入札による入札

平成24年3月19日（月）から平成24年3月22日（木）の午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（イ） 郵送による入札書（契約責任者に届出を行った場合、書留郵便に限る。）

平成24年3月19日（月）から平成24年3月22日（木）の午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②開札日時：平成24年3月23日（金）　14時30分

③開札場所：中日本高速道路株式会社　東京支社　7階会議室

5　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札書及び入札に関する条件に違反した者の行った入札書は無効とする。また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。）。

(8) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(9) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(10) 手続における交渉の有無　無
(11) 契約書作成の要否　要
(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
(13) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記4 (1) に同じ。
(14) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4 (3) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
(15) 詳細は技術資料作成要領による。
(16) 本件は電子契約によることができる。

以　上